

## 【エクアドル内政・外交：2015年12月】

### 1. 内政

#### (1) 憲法修正案の第二回国会審議可決

- (ア) 12月3日、国会における10時間の審議の末、第二回審議に付されていた15の憲法修正案（11月に追加された変更事項を含む）が可決された。審議中は首長（大統領、国会議員、県知事、市長）の無制限再選にかかる修正や、国軍の任務を拡大する修正案等多くの議論を呼んでいるテーマにおいて、野党のみでなくAP所属議員からも疑問が呈される場面があった（AP所属議員1名（フェルナンド・ブスタマンテ氏）が棄権）。ベロニカ・アリアス同委員会副委員長（ARE党）は、コレア大統領の次期大統領選挙における出馬が不可能になったことによって野党は批判対象を無くしてしまったであろうと述べた。
- (イ) コレア大統領は出張先のパリより自身のツイッターで、憲法修正案の可決を「エクアドル国民の勝利」と述べた他、「これからは、我々は2017年選挙の勝利のための準備をしなければならない。我々は、選挙での勝利のためにかつての我々以上に結果を残すことのできる有能な仲間を多く持っている。」と述べた。
- (ウ) CREO党、AVANZA党、愛国社会（SP）党所属議員及び無所属議員1名に加えPSC党所属議員一名は、国会審議を欠席し、本件は憲法「修正」（enmiendas）ではなく「改正」（reformas）にあたり、国民投票を経ない審議過程は合法でないとして、国会前で憲法修正に反対するデモ集会を行った。
- (エ) また、国内の都市部を中心に抗議行動が行われ、警察治安部隊との衝突も発生し、各地で負傷者（負傷者数の発表なし）や一時拘留も含めた逮捕者（少なくとも15名）が確認された。

#### (2) 憲法修正案にかかる憲法裁判所の判断

- (ア) 第二回国会審議において憲法修正案が可決された翌日の12月4日、国会は追加的変更事項を含めた最終憲法修正案を同憲法裁判所に提出し、意見を求めた。16日、アルフレド・ルイス憲法裁判所長官は、第二回国会審議において憲法修正案に追加された変更事項は、発効時期や法律制定のための期間にかかわる副次的なものであり、憲法修正案の本質的な内容の変更には当たらないとの判断を下した。（当館注：同変更事項については憲法修正要件である第一回国会審議に付されておらず、手続き上違憲であるとの意見があり、右批判を回避するために国会は第二回国会審議後に憲法裁判所に意見を求めたものと思われる）

(イ) 野党及び労働組合をはじめとした様々なグループから、本憲法修正手続きは違憲であるとの批判があることに関し、ルイス長官は具体的な違憲審査の訴えを受けるまでは右に関し立場を明確にすることは出来ず、憲法裁判所としては待つことしか出来ないと述べた上で、右訴えを受理すれば、憲法や法律に則りしかるべく対応することになると述べた。(当館注：憲法修正手続き上、憲法修正案の正式登録後、30日間全ての国民が同修正案の違憲審査を憲法裁判所に求めることが出来る。)

### (3) 憲法修正の発効

(ア) 12月21日付で、15の憲法修正案が官報に掲載され発効したところ、その内容は次のとおり。

① 第1条：市民主導の国民投票の招集（憲法第104条）

ア 同条3段落目の、「自治政府は、議会の4分の3の決定によって、同政府の関心のある議題について国民投票を要求することが出来る」の文言の末尾に続ける形で、「同議題は同政府の権限に相当する範囲のものとする。」の文言を追加。

イ 「市民は如何なるテーマについても国民投票の招集を申請することが出来る」という規定から「如何なるテーマ」の文言を削除する。

② 第2条：公職者の再選（憲法第114条）

「民選の公職者は、同一の職務につき、任期の連続・非連続に限らず、1度に限り再選が可能である」という規定から「民選の公職者は再選が可能である」と変更する。

③ 第3条：大統領被選挙者の年齢制限（憲法第142条）

現行の35歳を30歳に引き下げる。

④ 第4条：大統領の再選（憲法第144条）

憲法第114条の公職者の再選と同様、大統領の任期についても「1度に限り」という文言を削除する。

⑤ 第5条：国軍の任務（憲法第158条）

国軍の重要な任務として、国家主権の防衛の他に、新たに「国家の総合的な安全保障をサポートする」を追加する。

⑥ 第6条：会計検査院の役割（憲法第211条）

「会計検査院は、国家の資金利用と政府機関の目標達成の管理を担う専門機関であり、」という規定から「政府機関の目標達成」の文言の削除。

⑦ 第7条：会計検査院の役割（憲法第212条2項）

会計検査院の役割として「（会計検査院の）管理下にある運営（gestion）に関する行政・民事上の過失の責任、刑事責任の証拠を決定する」という文

言から「運営」を削除し，“sujetas(女性形)”を“sujetos(男性形)”に変更する。

⑧ 第8条：公務員の定義（憲法第229条）

同条第3段落の「公共部門に従事する労働者は労働法に従うものとする」という文言の削除。

⑨ 第9条：労働の権利（憲法第326条）

同条第16項「政府機関及び民間組織（公的資金の配分率が高く、代表、執行、運営、専門分野に係る活動に従業者がおかれている機関）においては行政関連法に従うものとする。この分類に含まれていない者は労働法に従う」という文言の「従業者」の後に「その他の公務従業者」を追加し、また「この分類に含まれていない者は労働法に従う」の一文を「同制度の下、公務従業者は、その権利を守るため及びより良い公共サービスを提供するため、憲法と法律に従ったストライキを行うための団結権を有する。国家及び行政は公共の利益を追求する義務を負っているため、団体契約は民間部門においてのみ行われるものとする。」に変更する。（当館注：これにより、団体契約を結んでいる一部公務従業者（例えば一部清掃員等）は今後は同契約によって雇用されることはなくなり、従って行政関連法に従うこととなり、ストライキ等の団結権の行使が制限されることになるとして、一部労働組合グループより批判がある。）

⑩ 第10条：中央政府の権限（第261条第6項）

中央政府の排他的権限として掲げられている「教育、医療、社会保障及び住宅に係る政策」の後に、「物理的インフラ及び教育、医療に関する調達・整備の計画・建設・維持。」という文言を追加する。

⑪ 第11条：市政府の権限（第264条第7項）

同条第7項について、「物理的インフラ及び医療、教育分野の調達・整備の計画・建設・維持の他、関連法に従い、社会・文化・スポーツ分野の開発に向けられる公共スペースを計画・建設・維持管理を行う」という規定から「医療、教育分野の調達・整備の計画・建設・維持の他」を削除する。（当館注：地方自治体の医療、教育分野の権限が中央政府に一部移譲される）

⑫ 第12条：国家警察・国軍の社会保障（憲法第370条）

国家警察及び国軍の社会保障の言及箇所に「政府が国家警察及び軍人の退職年金の支払いを保証する」という文言を追加する。

⑬ 第13条：社会保障基金（第372条）

同条2項冒頭の，“provisionales”を“previsionales”に変更する（印刷上のスペルミスの校正）。

⑭ 第14条：メディアの定義（憲法第384条）

同条第一項として、「コミュニケーションは、公共サービスとして、公共及び民間、コミュニティーのメディアを通じて提供される」。(当館注；メディアを公共サービスとして定義。)

⑮ 第15条：地方分権化（留保条項第1条第9項）

「（地方分権化関連の）法律は、広域自治体の形成期限について、如何なる場合においても8年を超えないとする」という規定から「如何なる場合においても8年を超えない」を削除する。

- (イ) 憲法修正案の12月21日の官報記載及び発効から30日間、制度的保障及び憲法管理法（Ley Organica de Garantias Jurisdiccionales y Control Constitucional）第106条第6項に従い、如何なる市民も憲法裁判所に対し違憲訴訟（抽象的違憲審査訴訟）を起こすことが出来る。

## 2. 外交

### (1) 第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)

(ア) パリで開催されたCOP21においてコレア大統領は以下のとおり発言した。

- ① 気候変動に対する各国の責任について、エネルギー消費の問題は人類共通の課題であるが、先進国と途上国との間にはエネルギー消費量及びエネルギー効率に関して大きな差があるので、気候変動に関する責任を一律に考えることはできない。
- ② 京都議定書の法的拘束力の確保及び「排出することが出来たが排出されなかった排出量」、すなわち「避けられた総排出量」(las emisiones netas evitadas, 西語の頭文字を取り「N」と呼ぶもの)の補償をするため、同議定書の内容を拡大することを提案する。「N」は再生可能でない資源の搾取や利用を含む経済活動の全てを網羅するものであり、京都議定書の内容を実現するために必要な考え方である。
- ③ 現在、投資を保障し、金銭的債務の支払いを強制する裁判所はあっても、自然を保障し、環境債務の支払いを強制する裁判所は存在しない。環境の権利に関する国連宣言の発出及び環境国際裁判所創設を提案する。(当館注：2008年エクアドル憲法は71条から74条において、環境に関する権利を保障している)。我々の提案は「環境正義」の言葉に集約される。しかし、正義というのは最も強いものの都合で決められるものである。

(イ) COP21閣僚級会合において、オルテガ・エクアドル環境大臣はCELAC議長国として17の提案をした。なお、同提案はCELAC加盟国である中南米全33カ国の共通の立場として発出された。

- ① 気候変動は今後も残存する危機であり、最も重大な地球規模課題の1つであ

る。

- ② 産業化以前からの世界平均気温上昇量を1.5～2℃に押さえるための効果的且つ適当で平等な国際的な対処を求める。右については、共通だが差異ある責任の原則に基づくべきものである。
- ③ 気候変動合意は、ラテン・アメリカ地域の気候的脆弱性に起因する特殊なニーズと状況に早急に対処すべきである。
- ④ 気候変動合意は、ラテン・アメリカ社会に存在する最も貧困なコミュニティのような社会的グループに与える気候変動の悪影響も考慮しなければならない。
- ⑤ 気候変動合意の採択にあたっては、平等且つ気候変動緩和に関する政治的パリティが保たれる形で行われなければならない。また資金提供及び技術移転は強化されなければならない。
- ⑥ 気候変動合意は、共通だが差異ある責任の原則に基づき、ロス・アンド・ダメージ（損失と損害）の議題を扱うものでなければならない。
- ⑦ 中南米諸国の気候変動の緩和と適応のための自発的且つ野心的活動は、地球規模の取り組みに貢献しているものとして認識されるべきである。CELACはその活動を維持・拡大させることを決意した。
- ⑧ 先進国は、2020年以前及び以後、資金提供、技術の移転と開発、人材育成に関する義務を果たさなければならない。
- ⑨ 先進国から発展途上国に対する資金提供は、2020年より毎年1000億ドル以上の金額で、追加的且つ予測可能な形で、また全ての発展途上国に行き届く形で行われなければならない。
- ⑩ 生産及び消費体制を根本的に転換させる必要性を認識する。
- ⑪ 教育及び道徳、情報へのアクセス、差別のない全ての人権の促進と保護の重要性を認識することを全ての国に提案する。
- ⑫ CELACは、先住民族及び地方コミュニティの知恵及び慣行、技術を支え、強化する必要性を認識する。
- ⑬ CELACは、同地域の生態系の保護及び保全、再生、統合的管理のための政策及びプログラム、プロジェクトを推進することに責任を負う。
- ⑭ パリ合意は貿易の障壁となってはならない。
- ⑮ CELACは、気候変動の影響の対する海洋と海のレジリエンスの強化の必要性を認識する。
- ⑯ CELACは、気候変動枠組み条約及び京都議定書に定められた全ての義務を果たすよう国際社会に要求する。
- ⑰ CELACは、全ての発展途上国における技術の発展と、技術の移転及び普及、拡大を促進する重要性を再確認する。

## (2) 在エクアドル・サウジアラビア大使館の設置

8日、キト市（キト・テニス地区）に在エクアドル・サウジアラビア大使館が設置された。大使館設立式典にはハビエル・ラソ外務大臣代理、エクアドル国会議員のほか外交関係者が出席し、ラソ外務大臣代理は設立式典において、「本大使館の設立は両国の国家主権、社会的公平性、文化認識といった分野における関係強化に大きく貢献するであろう。」と述べた。

## (3) 第4回エクアドル・コロンビア合同閣議

(ア) 14日、第4回エクアドル・コロンビア二国間会合が終了し、コロンビアがEUとの通商協定にエクアドルが加入することを承認したほか、インフラ整備、教育、保健、環境、平和実現等の分野における議論がなされ、両国首脳は、新たに90の2016年末までの達成目標を設けることで合意した。

(イ) コレア大統領は、今回の合同閣議について、両国が明確な指標に基づく具体的な目標の実現に向けて非常に効率的且つ効果的な会合を重ねることができ満足していると述べ、エクアドルはコロンビアの平和実現に向けた取り組みに対する無条件の協力を約束し、コロンビアの平和が実現すれば、それはラ米地域における最も重要な出来事であると述べた。

## (4) 第9回エクアドル・ペルー合同閣議

(ア) 18日、第9回エクアドル・ペルー合同閣議が終了し、ペルーがエクアドルのEUとの通商協定加入を承認したほか、将来的にコロンビア・エクアドル・ペルー・チリ間を送電線で接続する必要性等について議論が行われた。

(イ) ウマラ・ペルー大統領は、「エクアドルが好調であれば、我々も好調となる。エクアドルがペルーにとってより良いパートナーとなり、両国の国民の生活の質を改善するためにも、エクアドルが成長し強化し続けることを期待する。」と述べ、コレア・エクアドル大統領は、ペルーからのエクアドルのEUとの通商協定加入支持について感謝の意を表した。